

平成 18 年 4 月 28 日

各位

会 社 名 大 豊 工 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 高 橋 清 八  
コ ー ド 番 号 6470 ( 東 証 ・ 名 証 第 一 部 )  
問 合 せ 先 取 締 役 経 理 部 長 松 野 雅 廣  
電 話 番 号 ( 0 5 6 5 - 2 8 - 2 2 2 5 )

## 取締役の報酬額改定および株式報酬型ストックオプションの内容決定について

当社は、平成 18 年 4 月 28 日日開催の当社取締役会において、取締役に対する報酬額改定および株式報酬型ストックオプション内容の議案を、平成 18 年 6 月 21 日開催予定の当社定時株主総会に、下記のとおり提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### ( 提案の理由 )

会社法(平成 17 年法律第 86 号)施行前におきましては、ストックオプションについて、株主様以外の方に対し特に有利な条件で新株予約権を発行するものとして、その発行手続において当社株主総会の特別決議によるご承認をお願いしておりましたが、会社法施行後、当社取締役に対してストックオプションとして割当てる新株予約権が取締役の報酬等の一部であると位置づけられたこと及び平成 17 年 12 月 27 日に企業会計基準委員会から公表された企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」により会計上の費用化が実施されたことに伴い、取締役の報酬等の額の改定及び報酬等の内容決定につきご承認をお願いするものであります。

#### ( 議案の内容 )

1. 当社の取締役の報酬等の額は平成 7 年 6 月 22 日開催の第 89 回定時株主総会において、年額 2 億円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額 5 千万円を上限として設ける旨をご承認いただきたく存じます。  
なお、この報酬等の額には、従来どおり使用人兼務役員の使用人分給与を含まないものといたします。
2. 当社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容といたしたく存じます。
  - (1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数  
新株予約権の総数 1,040 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日発行する新株予約権の数の上限とする。

## 新株予約権の目的である株式の総数

普通株式 104,000 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に 1.025 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第 194 条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成 13 年法律第 79 号）附則第 5 条第 2 項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成 13 年法律第 128 号）の施行前の商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株式への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

### (3) 新株予約権を行使することができる期間

平成 20 年 7 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日まで

### (4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### (5) 本新株予約権の発行に関する細目事項については、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

以上